

## 綾瀬市墓地等の経営の許可等に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び手続その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

### (経営の主体)

第3条 法第10条第1項の規定により墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）が自己の所有地に墓地等を設置して永続的に経営しようとするものであり、市内に主たる事務所を有し、かつ、市内においてその事務所を拠点として5年以上宗教活動を行っているもの

(3) 墓地等の経営を目的とする公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）が自己の所有地に墓地等を設置して永続的に経営しようとするものであり、市内に事務所を有するもの

### (申請前の協議)

第4条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、当該墓地等の計画（以下「墓地等計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定により協議を行う場合は、次に掲げる事項を記載した墓地等経営計画協議書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請予定者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

(2) 墓地等の名称及び所在地

(3) 墓地等における施設等の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項に規定する墓地等経営計画協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請予定者が地方公共団体である場合は、規則で定めるところによる。

(1) 宗教法人又は公益法人の現在事項証明書若しくは履歴事項全部証明書

(2) 宗教法人法第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し

(3) 墓地等の設計図

(4) 墓地等の付近の見取図

(5) 墓地等の区域（墓地等の用に供する土地及びその維持又は効用を果たすために必要な区域をいい、第11条から第13条までに規定する施設及び緑地を含む。以下同じ。）に係る土地の登記事項証明書

(6) 墓地等の区域に係る土地及びその隣接地の公図の写し

(7) 墓地等を経営しようとする理由を記載した書類

(8) 墓地等の計画に係る規則で定める期間の収支見込書及び資金計画書

(9) 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用契約約款その他これに類するもの（以下「契約約款等」という。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

4 市長は、第1項の規定による協議があつた場合は、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（墓地等計画の周知）

第5条 申請予定者は、墓地等計画の周知を図るため、規則で定める日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等計画の概要を記載した標識を、当該墓地等の区域の外部から見やすい場所に第19条第3項に規定する工事完了検査済証の交付を受けるまで設置すること。

(2) 墓地等の区域に近接した土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等で規則で定めるもの（以下「近隣住民等」という。）に対し、説明会の方法により墓地等計画の概要を説明すること。

2 申請予定者は、前号の規定により説明会を開催したときは、速やかにその説明会の内容について規則で定める方法で市長に報告しなければならない。

(近隣住民等との協議)

第6条 申請予定者は、近隣住民等から、墓地等計画について規則で定める日までに次に掲げる意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。

- (1) 公衆衛生その他公共の福祉についての意見
- (2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和についての意見
- (3) 墓地等の建設工事の方法等についての意見

2 申請予定者は、前項の規定により協議をしたときは、速やかにその協議の内容について規則で定める方法で市長に報告しなければならない。

(手続の省略)

第7条 規則で定める特別な理由がある場合は、第4条から前条まで(第16条第1項において準用する場合を含む。)に規定する手続の全部又は一部を省略することができる。

(経営許可の申請等)

第8条 経営許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前条の規定により手続が省略された場合を除き、第4条から第6条までに規定する手続を行った後、次に掲げる事項を記載した墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認めるときは、これらの書類の一部の添付を省略することができる。

(1) 墓地等の経営を行うことを理事会その他の法人の意思決定機関において決定したときの議事録の写し(申請者が地方公共団体である場合にあっては、規則で定める書類とする。)

(2) 第4条第3項第1号から第9号までに掲げる書類(申請者が地方公共団体である場合にあっては、同項第3号から第7号までに掲げる書類)

(3) 墓地等の経営に伴い宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、申請者は当該申請をする時に規則で定める額を超える当該墓地等の設置等に係る資金を有していなければならない、かつ、当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れる場合の借入先は、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他規則で定める金融機関でなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

（経営の許可）

第9条 市長は、経営許可の申請があつた場合において、次条から第13条までに規定する基準に適合していると認め、許可するときは墓地等経営許可書を申請者に交付し、許可しないときはその旨を申請者に書面により通知する。

2 市長は、法の目的を達成するために必要と認める範囲内で、前項の規定による許可に規則で定める条件を付することができる。

（設置場所の基準）

第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。

(1) 地方公共団体が経営しようとする場合を除き、申請者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。ただし、規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。

(2) 墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が、規則で定める距離以上であること。ただし、規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。

(3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

（墓地の構造設備基準）

第11条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、規則で定める特別な理由がある場合は、この限りでない。

(1) 給水設備及び排水設備を設けること。

(2) 管理事務所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他墓地を利用する者の便益に供するための施設を設けること。ただし、市長が適当と認めたときは、規則で定めるところにより、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所に設け

ることができる。

(3) 墓地の周囲は、隣接地から墳墓が見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分すること。

(4) 墓地内の通路の有効幅員は、規則で定める幅員以上であること。

(5) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項とする。

(納骨堂の構造設備基準)

第12条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であつて、換気設備があること。

(2) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られている場合は、この限りでない。

(3) 管理事務所、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他納骨堂を利用する者の便益に供するための施設を設けること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項とする。

(火葬場の構造設備基準)

第13条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 給水設備及び排水設備を設けること。

(2) 管理事務所、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他火葬場を利用する者の便益に供するための施設を設けること。

(3) 火葬場の周囲は、樹木等により、外部と明確に区分すること。

(4) 火葬炉は、防じん及び防臭の十分な能力を有する設備であること。

(5) 収骨室及び遺体保管室を設けること。

(6) 収骨容器等を保管する施設を設けること。

(7) 残灰庫を設けること。

(8) 規則で定める面積以上の緑地を設けること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項とする。

(経営者等の遵守事項)

第14条 墓地等の経営者及び法第12条に規定する墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等の区域を清潔に保持すること。
  - (2) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。
  - (3) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓石等の所有者に同様の措置を講ずるよう求めること。
  - (4) 墓地又は納骨堂にあっては、契約約款等に基づく管理を行うこと。
- (変更許可等)

第15条 法第10条第2項の規定により、墓地等の変更（墓地にあっては、墳墓を設ける区域の変更及び区画数の変更（規則で定める数以上の区画数を変更する場合に限る。）を含む。）又は墓地等の廃止の許可（以下「変更許可等」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の変更にあつては、その内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項に規定する墓地等変更許可申請書又は墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宗教法人又は公益法人の現在事項証明書若しくは履歴事項全部証明書
- (2) 宗教法人法第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
- (3) 墓地等の変更にあつては、変更を行う土地の登記事項証明書
- (4) 墓地等の変更にあつては、墓地等の設計図
- (5) 墓地等の付近の見取図
- (6) 墓地等の区域に係る土地及びその隣接地の公図の写し
- (7) 墓地等を変更又は廃止しようとする理由を記載した書類
- (8) 墓地等の変更又は廃止を行うことを理事会その他の法人の意思決定機関において決定したときの議事録の写し（墓地等の経営者が地方公共団体である場合にあつては、規則で定める書類とする。）
- (9) 墓地等の変更又は廃止に伴い宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し

(10) 墓地等の変更にあっては、墓地等計画に係る規則で定める期間の収支見込書及び資金計画書

(11) 墓地等の廃止にあっては、改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類

(12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 市長は、変更許可等の申請があった場合において、第10条から第13条までに規定する基準に適合していると認め、許可するときは墓地等の変更にあっては墓地等変更許可書を、墓地等の廃止にあっては墓地等廃止許可書を申請者に交付し、許可しないときはその旨を申請者に書面により通知する。

4 市長は、法の目的を達成するために必要と認める範囲内で、前項の規定による許可に規則で定める条件を付することができる。

(墓地等の拡張に係る準用)

第16条 第4条から第6条までの規定は、前条に規定する変更許可等を受けようとする者のうち、墓地の区域の拡張又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張に係る許可を受けようとする者（以下「拡張申請予定者」という。）について準用する。この場合において、第4条第1項中「法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）」とあるのは「法第10条第2項の規定による墓地等の拡張に係る変更の許可」と、「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、「墓地等の計画（以下「墓地等計画」という。）」とあるのは「墓地等の拡張計画」と、同条第2項中「墓地等経営計画協議書」とあるのは「墓地等拡張計画協議書」と、同項第1号中「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、同条第3項中「墓地等経営計画協議書」とあるのは「墓地等拡張計画協議書」と、「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、同項第7号中「経営しよう」とあるのは「拡張しよう」と、同条第4項中「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、第5条及び第6条中「申請予定者」とあるのは「拡張申請予定者」と、「墓地等計画」とあるのは「墓地等の拡張計画」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により第5条の規定を準用する場合は、既設の墓地等の区域を含むものとする。

(申請事項変更届)

第17条 墓地等の経営者は、第8条第1項の墓地等経営許可申請書に記載した事項

を変更（第15条第1項に規定する変更許可等に係るものを除く。）したときは、次に掲げる事項を記載した墓地等申請事項変更届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 変更の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等申請事項変更届に添付しなければならない書類は、規則で定める。  
（都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出）

第18条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。  
（工事完了の届出等）

第19条 墓地等の経営者は、許可（墓地等の廃止の許可を除く。）に係る工事が完了したときは、次に掲げる事項を記載した墓地等工事完了届を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の経営者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 工事が完了した日
- (4) 許可の際に許可条件が付された場合にあつては、許可条件の履行状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の墓地等工事完了届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事完了後の墓地等の土地の登記事項証明書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果、適合していると認めたときは、工事完了検査済証（以下「検査済証」という。）を墓地等の経営者に交付するものとする。

4 墓地等の経営者は、検査済証の交付を受けた後でなければ、許可に係る墓地等を使用してはならない。



5 市長は、必要に応じ、墓地等の経営者に対し、第1項に規定する工事の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(立入調査)

第20条 市長は、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させること（以下「立入調査」という。）ができる。

2 前項に規定する立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第21条 市長は、第4条から第6条まで（第16条第1項において準用する場合を含む。）に規定する手続がされていないと認めるときは、申請予定者又は拡張申請予定者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第22条 市長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を勧告を受けた者に書面により通知するとともに、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により許可を受けている墓地等の設置場所及び構造設備については、当該墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、第10条から第13条までの規定は適用しない。

3 この条例の施行の際、現に法第10条の規定により行われている本市の区域内における墓地等の許可に係る申請についての許可の手続及び墓地等の構造設備基準については、この条例の規定にかかわらず、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する

条例（平成14年神奈川県条例第68号）の規定の例による。